

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮 本 免 第 7 9 2 号
宮 本 指 第 5 6 9 号
令 和 7 年 5 月 2 9 日
宮 城 県 警 察 本 部 長

安全運転相談、臨時適性検査等事務取扱要綱の一部改正について（通達）
一定の病気等に係る運転免許手続等については、「安全運転相談、臨時適性検査等事務取扱要綱の制定について（通達）」（令和7年3月25日付け宮本免第464号ほか）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり安全運転相談、臨時適性検査等事務取扱要綱の一部を改正し、適切な運用を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正点

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行することにより、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることを受け、文言の整理を行った。

2 施行期日

令和7年6月1日

別添

安全運転相談、臨時適性検査等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、安全運転相談、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定による臨時適性検査及び診断書提出命令の実施等について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 一定の病気等

法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に規定する幻覚の症状を伴う精神病、発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気、認知症及びアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者をいう。

2 臨時適性検査医

一定の病気等ごとの専門医の基準（別表第1）に該当し、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第102条第1項から第4項まで若しくは第107条の4第1項に規定する臨時適性検査（以下「臨時適性検査」という。）又は法第90条第8項若しくは第103条第6項に規定する適性検査（以下「適性検査」という。）を行う医師として指定したものをいう。

3 主治医

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の4第2項、第29条の3第4項又は第29条の5第2項に規定する主治の医師で、一定の病気等ごとの主治医の基準（別表第2）に該当するものをいう。

4 診断書提出命令

法第102条第1項から第4項までに規定する内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書の提出を命ずることをいう。

5 質問票

法第89条第2項、法第101条第4項又は法第101条の2第2項の規定により交付する質問票をいう。

第3 安全運転相談

1 問合せへの適切な対応

(1) 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）及び警察署長は、運転免許を取得しようとする者又は運転免許を受けている者（以下「免許申請者等」という。）やその家族から、当該免許申請者等が一定の病気等に該当することを理由とした運転免許の拒否、取消し等に関する問合せがあった場合は、安全運転相談の趣旨等の説明及び安全運転相談窓口の教示を行うものとする。

(2) 警察署長が前記(1)の問合せを受理し、交通部運転免許課の安全運転相談窓口を教示した場合には、安全運転相談取扱票（別記様式第1号）により運転免許

課長に通報するものとする。

- (3) 運転免許課長は、前記(2)の規定による通報により安全運転相談を行う必要があると判断した場合は、日時及び場所を調整し、安全運転相談を行うものとする。

- (4) 運転免許課長は前記(2)の規定による通報に係る者が安全運転相談に応じない場合は、安全運転相談の実施に関する連絡（別記様式第2号）により安全運転相談を促すものとする。

2 安全運転相談員の指定

交通部長は、運転免許課長及び運転免許の更新事務を取り扱う警察署長（以下「運転免許事務取扱所属長」という。）の推薦により、職員の中から安全運転相談を行う者として安全運転相談員を指定するものとする。

3 安全運転相談の実施

運転免許事務取扱所属長は、次の場合には、安全運転相談員による免許申請者等に対する病気の症状等の聴取（以下「個別聴取」という。）を行うものとする。

- (1) 前記1－(1)の問合せを受理した場合
- (2) 質問票の回答欄の「はい」にチェックがある場合
- (3) 指定自動車教習所（以下「教習所」という。）から次のことについての連絡を受けた場合
 - ア 一定の病気等に該当すると疑われる者の入所についての相談
 - イ 提出された質問票の回答欄の「はい」にチェックがある場合

4 安全運転相談実施時の留意事項

- (1) 運転免許事務取扱所属長は、安全運転相談の実施に関し次の措置を講ずるものとする。
 - ア 安全運転相談を実施する場合の実施場所について配慮する等、免許申請者等のプライバシーを厳格に保護するための措置を執るものとする。
 - イ 個別聴取の結果、必要があると判断した場合は主治医の診断書の提出を求めることとし、主治医の診断書の提出を拒否するとき等は、運転免許課長が臨時適性検査又は診断書提出命令の通知を行うものとする。
 - ウ 個別聴取の結果及び提出された主治医の診断書により、免許申請者等が運転免許の取得が可能であると認められたときは、安全運転相談終了書（別記様式第3号）を交付するものとする。
 - エ 運転免許課長は、安全運転相談終了書の交付ができないと認める場合又は安全運転相談終了書を交付したが一定期間経過後に再度の個別聴取が必要と認める場合は、警察庁が定める警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領で定める取消等該当関連情報登録を行うものとする。
 - オ 安全運転相談の結果については、安全運転相談・個別聴取受理簿（別記様式第4号）に確実に記録し管理を徹底するものとする。
- (2) 運転免許課長は、提出された主治医の診断書により、行政処分（運転免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止をいう。以下同じ。）が相当であると判断した場合は、迅速に行政処分を公安委員会に上申するものとする。

第4 交通事故事件の捜査

1 交通事故事件の捜査の徹底

警察署長、宮城県警察交通機動隊長及び宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、次のいずれかに該当する場合には、交通事故事件の当事者の通院歴等の捜査を徹底するものとする。

- (1) 交通事故の原因として、不自然な居眠り運転を主張するなど、供述と客観的な交通事故の状況に矛盾があり、一定の病気等に該当する疑いがある場合
- (2) 交通違反取締りその他の活動において、運転状況又は特異な言動から一定の病気等に該当する疑いがある場合
- (3) 一定の病気等以外の理由で道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図る上で視力、聴力、運動機能等の臨時適性検査を行う必要があると認めた場合

2 警察署長等の措置

警察署長等は、前記1の規定による交通事故事件の捜査の結果、臨時適性検査を行う必要がある事案と判断したときは、交通事故事件取扱票（別記様式第5号）により運転免許課長に報告するものとする。

また、交通事故事件の状況等から、一定の病気等との関連性について調査する必要があると認めた場合においても、交通事故事件取扱票により運転免許課長に通報するものとする。

3 報告書を求める場合の留意事項

交通事故事件取扱票による通報を受けた運転免許課長は、一定の病気等との関連性について調査する必要があると認めた場合は、運転免許を保有する者に対して、報告書（別記様式第6号）を交付し、速やかに徴収するものとする。

第5 臨時適性検査又は診断書提出命令

1 臨時適性検査又は診断書提出命令の通知等

運転免許課長は、宮城県内に住所地を有する者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の書面により法第102条第6項の規定に基づき、臨時適性検査の通知を行い又は診断書提出命令の通知を行うものとする。

- (1) 認知機能検査を受けた者が、法第102条第1項から第3項までの規定に該当することになった場合
 - ア 臨時適性検査通知書（甲）（別記様式第7号）
 - イ 診断書提出命令書（甲）（別記様式第8号）
- (2) 安全運転相談の結果、必要があると認める場合又は警察署長等から前記第4－1－(1)若しくは(2)の規定に係る通報を受理し、法第102条第4項の規定に該当することとなった場合
 - ア 臨時適性検査通知書（乙）（別記様式第9号）
 - イ 診断書提出命令書（乙）（別記様式第10号）
- (3) 前記第4－1－(3)の規定に係る通報を受理した場合
 - ア 臨時適性検査通知書（丙）（別記様式第11号）

2 臨時適性検査実施時の留意事項

運転免許課長は、臨時適性検査の実施に関して、次の事項に留意するものとする。

- (1) 臨時適性検査の通知等に関する事務は、迅速かつ的確に処理するものとする。
- (2) 臨時適性検査の対象となった者又は対象でなくなった者が、警察共通基盤システムで通報された場合は、速やかに登録又は解除の手続を行うものとする。
また、臨時適性検査の結果及び主治医の診断書の結果についても速やかに登録を行うものとする。
- (3) 臨時適性検査の対象者が宮城県以外に住所を変更したときは、当該住所地を管轄する都道府県警察の臨時適性検査を担当する所属の長に関係書類とともに通知するものとする。
- (4) 臨時適性検査通知書（乙）による通知を行う場合は、事前に主治医の診断書の提出の希望の有無を確認するものとする。この場合において、主治医の診断書の提出の希望があったときは、臨時適性検査の通知を行った上で診断書の提出を受けるものとする。
- (5) 運転免許試験に合格した者に臨時適性検査の通知を行う場合は、当該試験を受けた日から起算して1年を経過すれば運転免許を与えることができなくなることから、速やかに時期を指定するものとする。
また、当該通知を行ったことを理由とする運転免許の保留を確実に行うものとする。
- (6) 仮免許試験に合格した者に対しては、臨時適性検査の通知を理由とした仮免許の拒否又は保留ができないため、仮免許を与えた後に臨時適性検査の通知を行うものとする。
- (7) 臨時適性検査の通知を受けた者が、やむを得ない理由がないにもかかわらず臨時適性検査を受検しないことから行政処分が相当であると認めた場合は、迅速に公安委員会に上申するものとする。

3 診断書提出命令の留意事項

運転免許課長は、診断書提出命令の通知に際し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 診断書提出命令の対象者が専門医又は主治医の診断書を提出することが比較的容易と認められる場合で、診断書提出命令を行っても支障がないと考えられるときは、速やかに診断書提出命令を行うものとする。この場合において、診断書提出命令に応じないときには、行政処分の可能性を明確に教示するものとする。
- (2) 診断書提出命令の期日については、3月を越えない範囲内で診断書提出命令の対象者の生活状況、地域の医療体制等の状況により診断書の作成に要すると見込まれる期間を設定するものとする。
- (3) 法第102条第4項の規定に該当し診断書提出命令を行う場合は、事前に主治医の診断書の提出の希望の有無を確認するものとする。この場合において、希望があったときは、診断書の提出を受けるものとする。

- (4) 診断書提出命令書を送付する場合、医師の皆様へ（別記様式第12号又は別記様式第13号）を併せて送付するとともに、診断書提出命令の対象者が診断を受ける際に当該医師の皆様へを持参し、医師に提示しなければならないことを確実に教示するものとする。
- (5) 診断書提出命令の対象となった者又は対象でなくなった者に係る処理は、迅速かつ的確に行うものとし、診断書提出命令の結果についても速やかに警察共通基盤システムに登録を行うものとする。
- (6) 診断書提出命令の対象者が宮城県以外に住所を変更したときは、当該住所地を管轄する都道府県警察の診断書提出命令を担当する所属の長に関係書類とともに通知するものとする。
- (7) 診断書提出命令を通知したにもかかわらず、やむを得ない理由がなく当該診断書提出命令に応じない場合は、行政処分の対象者とするものとする。

4 結果の通知

臨時適性検査の結果又は診断書提出命令に基づき提出された診断書による判断で運転免許の継続が可能であると認められたときは、臨時適性検査・診断書提出命令結果通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。

5 その他

前記2-(7)及び3-(7)の「やむを得ない」理由は、次のとおりとする。

- (1) 災害
- (2) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- (4) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第6 適性検査の受検命令又は診断書の提出命令

1 適性検査の受検命令又は診断書の提出命令の発出

- (1) 運転免許課長は、一定の病気等に該当することを理由として運転免許の保留又は効力の停止を行う場合で、必要があると認めるときは、次のいずれかを命じるものとする。

ア 指定する期日及び場所における適性検査の受検

イ 指定する期日までの所定の医師の診断書の提出

- (2) 適性検査の受検命令にあつては適性検査受検命令書（別記様式第15号）により、診断書の提出命令にあつては診断書提出命令書（別記様式第16号）により行うものとする。

2 適性検査の受検命令及び診断書の提出命令実施上の留意事項

- (1) 適性検査の受検命令は、主治医がいない場合又は主治医の診断書の提出が期待できない場合に行うものとし、主治医の診断書により判断できると認められる場合は診断書の提出命令を行うものとする。
- (2) 適性検査の受検命令又は診断書の提出命令を受けた者が、やむを得ない理由なく当該命令に違反した場合は、迅速に公安委員会に上申するものとする。

3 その他

適性検査の受検命令及び診断書の提出命令の「やむを得ない理由」は、前記第5－5の規定を準用する。

第7 臨時適性検査医の指定

臨時適性検査医の指定は、宮城県医師会等の意見を聴き、医師の同意を得た上、委嘱状（別記様式第17号）を交付して行うものとする。

第8 医師の届出及び確認要求

1 医師の届出

運転免許課長は、法第101条の6第1項の規定による医師の届出（以下「届出」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 届出の受理

届出の受理は、次の区分に応じ、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

ア 口頭による届出

医師が、運転免許センター（宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターをいう。以下同じ。）の窓口において口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（別記様式第18号）を交付し、これに記載させること。この場合において、医師から届出書の記載を依頼されたときは、届出の内容を聞き取り、届出書に記録すること。

イ 電話による届出

医師が、電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書を郵送又は電子メールにより提出できることを説明し、郵送による提出を希望したときにあつては届出書を、電子メールによる提出を希望したときにあつては電子メールにより届出書のデータを医師に交付すること。この場合において、医師から届出書の記載を依頼されたときは、電話により届出の内容を聞き取り、届出書に記録すること。

なお、医師が電子メールによる届出書の提出を希望した場合は、提出する届出書のデータをPDF形式にした上で送信するよう依頼すること。

ウ 文書による届出

医師が、前記イの規定により届出書を郵送又は電子メールにより提出した場合は、医師本人からの提出であることを確認した上で受理すること。

また、医師が、前記イの規定によることなく届出書を郵送又は電子メールにより提出した場合は、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(2) 受理後の措置

届出書を受理した場合は、次の区分に応じ、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

ア 宮城県内に住所地を有する者に係る届出

宮城県内に住所地を有する者に係る届出を受理した場合は、速やかに臨時適性検査を行うとともに、必要な措置を講じること。

なお、他の都道府県警察の臨時適性検査を担当する所属から、宮城県に住

所地を有する者に係る届出の移送を受けた場合も同様とする。

イ 宮城県以外に住所地を有する者に係る届出

宮城県以外に住所地を有する者に係る届出を受理した場合は、届出移送通知書（別記様式第19号）により、当該住所地を管轄する都道府県警察の臨時適性検査を担当する所属に移送すること。

2 医師の確認要求

運転免許課長は、法第101条の6第2項の規定による医師の確認（以下「確認要求」という。）があった場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 確認要求の受理

確認要求の受理は、次の区分に応じ、それぞれ次のとおり取り扱うものとする。

ア 口頭による確認要求

医師が、運転免許センターの窓口において口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書（別記様式第20号）を交付し、これに記載させること。この場合において、医師から確認要求書の記載を依頼されたときは、確認要求の内容を聞き取り、確認要求書に記録すること。

イ 電話による確認要求

医師が、電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書を郵送又は電子メールにより提出できることを説明し、郵送による提出を希望したときにあつては確認要求書を、電子メールによる提出を希望したときにあつては電子メールにより確認要求書のデータを医師に交付すること。この場合において、医師から確認要求書の記載を依頼されたときは、電話により確認要求の内容を聞き取り、確認要求書に記録すること。

なお、医師が電子メールによる確認要求書の提出を希望した場合は、提出する確認要求書のデータをPDF形式にした上で送信するよう依頼すること。

ウ 文書による確認要求

医師が、前記イの規定により確認要求書を郵送又は電子メールにより提出した場合は、医師本人からの提出であることを確認した上で受理すること。

また、医師が、前記イの規定によることなく確認要求書を郵送又は電子メールにより提出した場合は、医師の本人確認を行った上で受理すること。

(2) 受理後の措置

確認要求を受理した場合は、速やかに当該者の運転免許保有状況の調査を行うこと。

なお、宮城県以外に住所地を有する者に係る確認要求を受理した場合も同様とする。

(3) 確認要求に対する回答

前記(2)の規定による調査の結果について、書面により確認要求を行った医師に郵送により回答すること。

第9 暫定停止

1 暫定停止に該当する者の措置

運転免許課長は、次の場合で、法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の効力の停止（以下「暫定停止」という。）を行う必要があると認めたときは、必要な措置を講じるものとする。

なお、臨時適性検査の実施に伴い暫定停止を行う場合は、一定の病気等ごとの主治医の基準の要件を満たしていない主治医の診断書による判断は行わないこと。

- (1) 臨時適性検査を受ける者が、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められる場合
- (2) 前記第8－1の規定による届出を受理し、臨時適性検査を行う場合

2 他の都道府県警察への通報

臨時適性検査を受ける者が、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められる場合で、当該者が宮城県以外に住所を有する者であるときは、速やかに臨時適性検査対象者通報書（別記様式第21号）により、当該者の住所地を管轄する都道府県警察の臨時適性検査を担当する所属に通報すること。

第10 一定の病気等に該当する者の運転免許の取消し及び再取得

1 運転免許の取消しに係る質問票の虚偽記載の確認

安全運転相談又は臨時適性検査の結果、一定の病気等に該当することを理由に運転免許の取消しを行う場合は、直近の質問票について虚偽記載の有無を確認し交通部交通指導課長と連携して所要の措置を講じるものとする。

なお、確認に当たっては、当該質問票を記載する時点における一定の病気等の症状の認識状況について聴取すること。

2 運転免許の再取得に係る一定の病気等の症状の確認

一定の病気等に該当することを理由に運転免許を取り消された者が、症状の回復等により、法第97条の2第1項第5号の規定による運転免許試験の一部免除の適用を受けて、当該者が受けていた運転免許を取得しようとする場合（以下「再取得」という。）は、症状の回復等を確認する必要があることから、改めて安全運転相談を実施し、主治医の診断書により取消処分の理由が消滅したことを確認すること。

3 取消処分者に対する再取得の説明

一定の病気等に該当することを理由に運転免許の取消しを行う場合は、再取得に係る手続等について説明を行うこと。

第11 関係団体との連携等

運転免許課長は、この要綱を効果的に推進するため、次により関係団体との連携等を強化するものとする。

1 教習所に対する指導等

教習所に対し、次のことについて指導するとともに、必要な措置を講じること。

- (1) 安全運転相談の制度内容の周知徹底を図ること。
 - (2) 教習所に入所しようとする者に対しては、一定の病気等に該当する場合は行政処分の対象となることを説明するとともに、病気等の症状に不安を持っている者に対しては、事前に安全運転相談を受けることを促すこと。
- 2 安全運転相談及び臨時適性検査医の周知
- 宮城県医師会、仙台市医師会、一定の病気等の各患者団体、教習所、自治体の関係課等の関係団体（以下「関係団体」という。）と連携して安全運転相談の周知を徹底するとともに、安全運転相談を申し出た者の求めに応じて臨時適性検査医等を紹介するなどの措置を講じるものとする。
- 3 関係団体への協力依頼
- (1) 一定の病気等に該当する者が関係団体から安全運転相談又は運転免許の取得更新等について十分な情報が得られるよう、関係団体に対し協力依頼を行うものとする。
 - (2) 医師が一定の病気等に該当する患者の診察結果を任意に届け出ること並びに医師からの指導及び助言が得られるよう、宮城県医師会、仙台市医師会等に対し協力依頼を行うものとする。
 - (3) 診断書提出命令の対象者で主治医を持たないものに対し認知症専門医、認知症サポート医等の紹介ができるよう関係団体と連携するものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、安全運転相談、臨時適性検査等の運用に関し必要な事項は、交通部長が別に定める。

別表第 1

一定の病気等ごとの専門医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再発性の失神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植え込み型除細動器を植え込んでいる場合	植え込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査又は診断書提出命令については、上記資格に加え、日本不整脈学会の主催する I C D 研修履修者であることが必要
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー パーキンソン病その他の神経系の病気	神経内科専門医
	その他	整形外科医

別表第 2

一定の病気等ごとの主治医の基準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 主 治 医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神科又は神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師をいう。以下同じ。）
てんかん		主治医
再 発 性 の 失 神	神経起因性失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医
	植え込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者である主治医
無自覚 性の低血 糖症	薬剤性低血糖症	主治医
	その他の低血糖症	主治医
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害		主治医
認知症		主治医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医
身 体 の 障 害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病 気	神経内科専門医である主治医
	その他	整形外科医である主治医

第 号
年 月 日

交通部運転免許課長 殿

長

安全運転相談取扱票

対 象 者	本 籍	
	住 所	連絡先電話（ ）
	ふりがな 氏 名 生年月日等	年 月 日（ 歳）
運 転 免 許	免許証の番号 免許情報記録の番号	年 月 日 ☐ 交付 ☐ 記録等
	免許の種類	
相 談 等	☐ 受験（失効を含む。） ☐ 更新 ☐ 継続 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ その他（ ）	
	該 当 理 由 具体的な状況等 別添「 」のとおり。 ☐ 免許の拒否等に該当する疑い ☐ 免許の取消し、停止等に該当する疑い 【一定の病気のおそれ】 ☐ 認知症 ☐ 無自覚性の低血糖 ☐ 統合失調症 ☐ そううつ病 ☐ てんかん ☐ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ☐ 再発性の失神 ☐ その他運転に支障のあるもの	
病 名 等	施設病院等名称： 相談（通報）者： 病 名 等： その他、参考事項等： 入院治療歴： 有 ・ 無	
教 示	☐ 本人、家族等に対し、運転適性に関し運転免許課から連絡がある旨を教示説明した。 （教示説明月日： 年 月 日、教示説明者： ）	
備 考		

注 1 ☐については、該当するところにレ印を付けること。

2 教示説明は必ず実施し、月日及び教示説明者を記載すること。

安全運転相談の実施に関する連絡

年 月 日

殿

宮城県警察本部交通部運転免許課長

あなたの安全運転相談を次の日時及び場所で行うので来庁してください。

1 日時

年 月 日 午前・午後 時 分から

2 場所

3 安全運転相談の理由

年 月 日に おいて運転免許に関してお問合せいただいた内容についてです。

4 その他

急な用件等で来庁できないときは、事前に下記に連絡してください。

<問合せ先>

宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係

電話 (内線)

担当者

安 全 運 転 相 談 終 了 書

住 所	
氏 名	殿
生 年 月 日	年 月 日
相 談 終 了 日	年 月 日
相 談 終 了 番 号	
相 談 受 付 窓 口	

安全運転相談の結果、運転免許の取得・継続が可能であると認めます。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

別記様式第4号

安全運転相談・個別聴取受理簿

					区 分 (該当項目○印)		受験 更新 継続	
受 理 日 時		年 月 日 (曜 日) 時 分			形 態	相 談 個別聴取 定期臨適		
					質 問 票	にチェック		
受 理 番 号				受理者	所属・氏名			
相 談 者	住 所						電話	
	氏 名	(男・女)			生年月日	年 月 日 (歳)		
	免許証番号等	(免許・記録)			職 業			
	保有免許種別				取得希望免許			
立 会 人 又 は 付 添 人	氏 名	(男・女)			生年月日	年 月 日 (歳)		
	住 所						電話	
	相談者との関係							
内 容	病 名							
	症 状 等							
	障害者	障 害 名						
	手 帳	等 級	級 種		認定年月日			
	(聞き取り内容) 別紙のとおり							
	教 示 内 容 (該当項目○印)	・受験可 ・更新可 ・継続可 ・受験断念 ・更新断念 ・申請取消し ・主治医との相談及び診断書の提出						
	相 談 後 の 過 程 (該当項目○印)	受験したとき	合格	不合格	更新したとき	免許証交付等 有 無		
		臨時適性検査の必要性			有 無			
引 継 ぎ 関 係	拒否 保留 取消し 停止				引受者			
	引継年月日	年 月 日						
処 理 結 果	完了年月日	年 月 日			終了書交付	年 月 日		
	断念年月日	年 月 日			申請取消し	年 月 日		
	次 回	年 月 日			そ の 他	年 月 日		

注 「免許証番号等」の欄は、免許証番号又は免許情報記録番号のいずれかを記載し、その別を丸印で付すこと。

第 号
年 月 日

交通部運転免許課長 殿

長

交 通 事 故 事 件 取 扱 票

対 象 者	本 籍	
	住 所	連絡先電話 ()
	ふりがな 氏 名 生年月日等	年 月 日 (歳)
運 転 免 許	免許証の番号 免許情報記録の番号	年 月 日 ☐ 交付 ☐ 記録等
	免許の種類	
区 分	☐ 交通違反 ☐ 交通事故 ☐ その他 ()	
	☐ 一定の病気にかかっているおそれがある ☐ 適性検査の必要がある	
該 当 内 容	具体的な状況等 別添「 」のとおり。 ☐ 免許の拒否又は保留に該当する疑い ☐ 免許の取消し又は停止に該当する疑い 【一定の病気のおそれ】 ☐ 認知症 ☐ 無自覚性の低血糖 ☐ 統合失調症 ☐ そううつ病 ☐ てんかん ☐ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ☐ 再発性の失神 ☐ その他運転に支障のあるもの 【適性検査必要事由】 ☐ 視力 ☐ 聴力 ☐ 運動能力	
相 談 元 等	施設病院等名称： 相談（通報）者： 病 名 等： その他、参考事項等： 入院治療歴： 有 ・ 無	
教 示	☐ 本人、家族等に対し、運転適性に関し運転免許課から連絡がある旨を教示説明した。 （教示説明月日： 年 月 日、教示説明者： ）	
備 考		

- 注 1 ☐については、該当するところにレ印を付けること。
 2 教示説明は必ず実施し、月日及び教示説明者を記載すること。

別記様式第 6 号

報 告 書

1 過去 5 年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 ☐はい ☐いいえ

2 過去 5 年以内において、病気を原因として、身体の一部又は一部
が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 ☐はい ☐いいえ

3 過去 5 年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、
日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週 3 回以上となったことがある。 ☐はい ☐いいえ

4 過去 1 年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を 3 日
以上続けたことが 3 回以上ある。 ☐はい ☐いいえ
・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが 3 回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控える
よう助言を受けている。 ☐はい ☐いいえ

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり報告します。

報告者署名

（注意事項）

- 各質問について、該当する□に（チェック）印を付けて報告してください。
- 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）
- 虚偽の報告をした方は、1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

臨時適性検査通知書 (甲)

年 月 日

住所

殿

宮城県公安委員会

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、
拒否
運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取り消し
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

注 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係に提出してください。

3 この通知について、不明な点がある場合には、宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線 ）

診 断 書 提 出 命 令 書 (甲)

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会



あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、次のとおり、道路交通法施行規則第29条の 3 第 3 項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。

が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出 期限	
診断書の提出 先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係 までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線 ）

臨時適性検査通知書（乙）

年 月 日

住所

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

拒否
保留
取 消 し
効力の停止

臨時適性検査を行う理由	
臨時適性検査を行う期日	
臨時適性検査を行う場所	
備 考	

- 注1 上記臨時適性検査（宮城県公安委員会の指定する臨時適性検査医による診断）の期日までに臨時適性検査を行う理由となった病気の診断結果が記載された主治医の診断書を宮城県公安委員会に提出した場合には、臨時適性検査を受ける必要はありません。
- 2 この通知について、不明な点がある場合には、宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線 ）

診 断 書 提 出 命 令 書 (乙)

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会 印

あなたは、安全運転相談の結果、道路交通法第90条第1項及び第103条第1項に定める病気に該当するおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、次のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断の結果、運転免許の取得・継続が可能かどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線 ）

臨時適性検査通知書（丙）

年 月 日

住所

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法第102条第5項の規定による臨時適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し効力の停止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

臨時適性検査を行う理由	
臨時適性検査を行う期日	
臨時適性検査を行う場所	
備考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601（内線 ）

医 師 の 皆 様 へ

認知機能検査等（※）の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課

（参照）

※ 認知機能検査等は、「手がかり再生」（16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査）及び「時間の見当識」（自らおかれている時を正しく認識しているかについての検査）からなる検査で、100点満点中36点未満を道路交通法等において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁ＨＰで公表しています。

宮城県警察本部交通部運転免許課高齢運転者支援係

住所 仙台市泉区市名坂字高倉65

電話 022-373-3601（内線 ）

担当者 役職名 氏名

医 師 の 皆 様 へ

「
」の疑いがありますので、
診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

宮城県警察本部交通部運転免許課

宮城県警察本部交通部運転免許課安全運転相談係

住所 仙台市泉区市名坂字高倉65

電話 022-373-3601 (内線)

担当者	役職名	氏名
-----	-----	----

臨時適性検査・診断書提出命令結果通知書

住 所	
氏 名	殿
生 年 月 日	年 月 日
通 知 番 号	
受 付 窓 口	

臨時適性検査・診断書提出命令の結果、運転免許の継続が可能である
継続ができない

ことをお知らせします。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

適性検査受検命令書

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法 第90条第8項 の規定により、下記のとおり適性検査の
第103条第6項 受検を命じます。

拒否
保留
取消し
効力の停止
なお、この命令に違反して、検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

記

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注 不要な文字は、横線で消すこと。

診 断 書 提 出 命 令 書

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

道路交通法 第90条第8項
第103条第6項 の規定により、宮城県公安委員会の指定す

る臨時適性検査医又は道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する主治の医師
の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

拒否
保留
取消し
効力の停止

記

診 断 書 の 提 出 を 命 じ る 理 由	
診 断 書 の 提 出 期 限	
診断書の提出を行う場所	
そ の 他 必 要 な 事 項	
備 考	

注 不要な文字は、横線で消すこと。

第 号

委 嘱 状

殿

道路交通法第102条及び道路交通法施行規則第29
条の3の規定により宮城県公安委員会の臨時適性
検査医として委嘱します。

年 月 日

宮城県公安委員会

届 出 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6 第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

別記様式第19号

届 出 移 送 通 知 書

第 号

年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 図

道路交通法第101条の6第4項の規定により、次の者について届出移送通知書を送付する。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号	年 月 日	公安委員会記録等
理 由			
備 考			

備考 医師の届出に係る受理票（写）等を添付すること。

別記様式第20号

確 認 要 求 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 (歳)	

(回答書送付先)

医療機関名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	

別記様式第21号

臨時適性検査対象者通報書

第 号

年 月 日

殿

宮城県警察本部

交通部運転免許課長 印

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査の対象となり得る者を発見したので通報する。

住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号	年 月 日	公安委員会記録等
端 緒			
理 由			
備 考			

